

## 平成28年度第2回京都市歴史的景観の保全に関する検討会議事録

- 1 日 時 平成28年11月24日（木） 午前10時から正午まで
- 2 場 所 職員会館かもがわ 2階 大会議室
- 3 委 員：門内輝行座長，宗田好史副座長，井上和子委員，大庭哲治委員，清水重敦委員  
津田純一委員，長澤香静委員，中嶋茂博委員，前野芳子委員  
事務局：杉浦都市計画局都市景観部長，山本景観政策課長，小山田風致保全課長，  
上原景観政策課歴史的景観保全担当課長，  
小嶋景観政策課都市デザイン担当課長，香水景観政策課歴史的景観保全係長
- 4 次 第
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ① 「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に関する市民意見募集の結果及び「守っていきたい歴史的景観」に関する提案募集の結果等について
    - ② 「歴史的景観の保全に関する取組方針」について
    - ③ 景観規制の充実に向けた考え方の整理等について
  - (3) 閉会
- 5 公開情報 傍聴者 3名  
報道関係 4社

## 1 開会

### (1) 委員会の公開について報告

## 2 議題

### (1) 「歴史的景観の保全に関する取組方針（案）」に関する市民意見募集の結果及び「守っていききたい歴史的景観」に関する提案募集の結果等について

### (2) 「歴史的景観の保全に関する取組方針」について

ア 配付資料「1『歴史的景観の保全に関する取組方針（案）』に関する市民意見募集結果」「2『守っていききたい歴史的景観』に関する提案募集結果」「3.平成28年度『京都市景観市民会議』報告書」「4『歴史的景観の保全に関する取組方針』の構成」「参考資料3『歴史的景観の保全に関する取組方針（案）』に関するインターネットアンケート結果」の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

座長： ただ今の説明に関して何か御意見・御質問等ありますか。市民からの提案で写真無しのもので有りのものがありました。写真は市民が出してきたものですか。

事務局： そうです。「写真」と、「どこからどこを見る景観か」と「その理由」について、できれば3点いただきたいという募集でした。写真は必ずしも付けなくても結構ということにしていたのですが、写真を付けていただいた分を掲載しています。

座長： この調査をして得られた結果を取組方針の項目に集約してしまうと数行になってしまうので、せっかく得られた具体的な提案の内容も十分活かしていただきたいです。

委員： 資料4の末尾の追記「寺社以外の歴史的景観の保全と創造」について、守るだけではなくこれからの景観を育てていくというニュアンスにはとても賛成ですが、「創造」という言葉が少し引っかかります。「歴史的景観を創造する」という部分だけ取り出すと、まがい物をつくるようなニュアンスに受け取られるような気がします。僕は「保全」の中には既に創造というニュアンスが入っていると思いますが、それで弱いなら他に「景観形成」という表現があるのではと思います。もう一つ、防災対策がとても重要な課題である点には大賛成です。ただ、それはあくまでも人命を尊重することが第一で、歴史的景観がなくなってしまうから防災対策をするよりも先に安全性が来るべきだと思いました。

座長： 補足しますと、京都の景観政策の中で「創造」という言葉は、保全・再生・創造の3つ組で使われてきています。昔、日本建築学会で京都の都市景観特別研究委員会をやっていた時には「創造的再生」とか、「創生」という言葉を使っていました。景観法の中にも「保存」だけではなく「創造」という言葉は出ているので、「創造」という言葉を使うのは差し支えないと思いますが、まがい物を作っていくという

誤解を受けないように注意してください。

事務局： 京都市では、平成19年に「眺望景観創生条例」を制定し、「創生」と表現しています。眺めを遮るものを作らないという意味で「保全」という言葉と、作る場合はふさわしいものに作り変えていただくという意味で、「創生」という表現を付け加えた名前です。ふさわしい表現方法については、また検討させていただきます。

委員： 日本では根本的に「まがい物」に対する認識が薄いです。例えば平安神宮や橿原神宮の造成時、当時の軍国主義が文化遺産に対してどういう影響を及ぼしたとかという認識はあまり広がっていません。だから、イコモスでは平城宮跡が大変議論になりましたし、今でも木造の修復に関しては、奈良でオーセンティシティ会議まで開いて一旦落ち着いたのに、まだ欧米の専門家からは創造しすぎではないかと言われたりするわけです。例えば都市計画マスタープランに基づく北部の「保全」・都心の「再生」・南部の「創造」と「眺望景観創生条例」は、時代も言っている意味も全く違い、きちんと整理されているとは思えないので一度議論する必要があります。「寺社以外の」という言葉と、「歴史的景観」という言葉が付いていることと、「保全とセットになっている創造」、これらの言葉の選び方に関してはもう少し議論する必要があります。

委員： 私は「事業者」という言葉の中身がもう少し具体的に分かれると良いと思います。事業者にも様々な立場の人がいるので、どんな事業者かといった中身がもう少し分かる方が、事業者が具体的に使える取組になるのではないかと思います。

事務局： 主体となって開発する「事業者」と、お寺や神社が事業をする場合にふさわしい提案・アドバイス等をする「事業者」については、建築・不動産・大工等も一緒に「事業者」として括っていますので、もう少し具体的な例示等を挙げながらどういう立場の人を示しているかを分かりやすくしたいと思います。

委員： 資料4の「問題の共通的構造」の中で、寺社等の歴史的資産などの地域の核になる建物は、各個人が所有しているだけではなく、信者・檀家・その社寺を崇敬している地域の方々が存在しています。そういう方々が、歴史的資産の保持に意識が高いかどうかです。残念なことに廃寺になったり、常駐管理する方が誰もいなかったり、信者・檀家等の中で活かされないことが、最近増えてきているように思います。特に神社の景観は、多くの人々が自然崇拜的にお参りされる中でつくられてきたので、明確な意図を持ってその景観が発生していないところがあります。資料4の表現の中で、「問題の共通的構造」以外でかなり薄くなっている印象を受けます。また、宗教法人が何かされる場合、それが未来の景観への創造になるのか、今までの景観の破壊になるのかは、判断しづらいところもあります。社寺周辺に工場や不適切な色の建物があると明確に分かりますが、その所有者や境内地内の事業活用について、我々がどの辺まで入り込めるのか少し曖昧です。政教分離という建前がありますが、市民との間に築かれている関係の方が行政に先行して取り組まれて

いる気がしますので、その辺を上手くコーディネートできればより良い形ができるのではないのでしょうか。

座長： 主体の問題はすごく大事なので、丁寧に見ていく必要があると思います。

委員： 景観教育の話が出ましたが、大変良いことなのでぜひ進めていただきたいです。今までこういう観点はあまりなかったと思います。教育の部分でこういうことを進めることは大変有意義かと思います。欧米ではもっと盛んにこういうことは議論されていると思います。借景という言葉が日本には古くからありますが、そのことと教育の部分が全く結びついていなかったのも、ぜひともお進めいただきたいです。防災は本当に大事なことだと思います。山の上にあるお寺も町中にあるお寺もありますから、防災については今後深く考えていきたい観点かだと思います。バッファゾーンの問題ですが、今のままでは仁和寺前のコンビニのようなことがまた起こり得ます。それをどのように考えていくかは、もう少し皆さんと考えていきたいです。

委員： 各神社の神主さんは境内の掃除を毎日一日中しています。平安神宮くらい大きな所は専任の方がおられますが、多くが境内の整備をしていくだけでも手一杯です。戦前は氏子さん等と一緒に手伝ってくれて、神社に来て掃除をするのが普通の光景だったと思いますが、最近はなかなかそういうことがなく、神職・神主・神社関係者、家族等がせざるを得ない状況です。戦前に比べると遥かに、神社・お寺のことを知らない人が増え過ぎて、帰属意識が全く無くなってきています。何らかのメリット・権利があるような所にしか人は来ません。我々としては掃除をするのは当たり前で、社殿をつくっていく木を植樹する等もやっていますが、「落ち葉が樋に詰まるから切れ」という一人の声から切らざるを得ないこともあります。それで切ってしまったらスカスカになって景観が乱れてしまうことも分かっていますが、そういう声が大きく表現される状況です。ご迷惑がかかるかもしれませんが御理解をいただきたいということが市民の方々にも伝わる必要があると思います。

座長： 寺社の問題については、お寺・神社とそれを支えている市民との関係へ踏み込まないと議論が深まっていかないですね。

委員： 今回、教育に触れられているのは一歩前進した感じを持ちます。これは例えば義務教育のカリキュラムの中に入れる狭い意味ではなく、もう少し広い、京都市民としてのプライドを持ちましょうという広がりのある大人も含めた教育という風に捉えられたら良いと思います。門掃きの習慣と言っても厳密に言えば、京都市の道路なので京都市がやるべきと言ってしまう身も蓋もない話ですが、自分の家の前は自分達で綺麗にする美しい習慣があり、理不尽だと思った人はおそらくいませんでした。今は枯葉が汚いから枝を切れとか、拝観の多い神社・お寺は儲けているくせにとか、訳の分からない理屈が横行しているところにまず触れるべきです。隣のお寺・神社にも自分達の町内がより美しい景観の中で生活ができることに感

謝する心が芽生えてくれば、ちょっとした気遣いの集まりが地域を綺麗にします。

歴史的景観と言われてもそれをどう皆でつくりあげて共有するか、一番根本の部分に意識を持っていくかだと思います。行政が直接的に「〇〇をしてはいけない」とか「〇〇しなければならない」というのはかなり強制的な枠組みの部分です。理想論だとは分かっていますが、気持ちでつながるところまでいくための活動や草の根的な運動をどう育てて、それをどう支援していくのか。そういう活動につながる事が理想的かと思いました。

座長： 欧米でも「シビックプライド」という言い方で議論になっています。学校教育ももちろん中心ですが、広い意味での教育とか学びの問題として考えるべきだと思います。

委員： 今回の一連の提案募集の中で、資料2の「守っていききたい歴史的景観」の主語は「京都市民が」という位置付けでしょうか。御提案いただいているのは基本的には市民の方が多いと思われまして、京都市に住んでいる方々が、自分達が住んでいる景観をどう守っていききたいかという意味で御提案されたのでしょうか。観光客（海外からも含め）からも守ってもらいたいという観点からの御提案もあつていいかなと思います。非常に貴重な写真と理由が掲載されている資料ですので大事にするべきと思いますが、この提案の主語は誰で、“誰が”守っていききたいと考えられているのかを確認したいです。

もう1点、資料4で「観光振興と歴史的景観の保全」と追記されているのは非常に結構だと思います。「東京オリンピックを控え」ということで、実際の開発も少しずつ進んでいるエリアがあつて非常にタイトな期間で開発されていると思いますが、今の開発の状況をどう捉えるかも大事ですし、オリンピック後の管理がどうされていくかも非常に注意しておかなければいけないと思います。そういう意味で、追記の「オリンピックを控え」というのはオリンピック前の話を念頭に置かれているのと思ったので、オリンピック後も考慮された方がいいのではないかと思います。

事務局： 1つ目の御質問ですが、参考資料1の最後のページは提案募集を御記入いただくための用紙になっており、「あなたが守っていききたいと思う京都市内の歴史的景観を教えてください」という呼びかけ方をしています。「あなたが」という言葉には、主体的に京都市民がアクションするとか自分達が守るというような意味合いもありますが、一方ではフェイスブック等で広く呼びかけていますので、「願望としてあなたがこういう所は大切に守っていききたい、守ってほしい」という両方を書いていただく形になっていると思います。特に主語は誰という特定はしていません。

2つ目については、「東京オリンピックを控え」という書き方にしていますが、特にインパクトとして東京オリンピックが大きいので、それまでの間、開発圧力が

強まるだろうと懸念したのですが、その後についても観光都市として京都市が生き残って観光をきちんと進めていくという方針は変わらないと思いますので、その後の観光振興においても歴史的景観への配慮を必ず求めていくというのと両方です。インパクトとしてそういう表現をしていると捉えていただきたいと思います。

(3) 景観規制の充実に向けた考え方の整理等について

ア 配付資料「5 景観規制の充実に向けた考え方の整理等について」、委員のみの配付資料の内容を説明（京都市）

イ 案件について下記のとおり質疑応答

座長： ただ今の説明に関して何か御意見・御質問等がありますでしょうか。

委員： 資料4 取組方針のP 1 の柱③「景観づくりの推進」の右側に「協議会制度等の推進・発展」「景観に関する情報の共有・発信」とあります。先ほどの教育等の話にも関係すると思いますが、そもそも問題の本質は、周辺住民が神社やお寺に対してどういう関わりを持って良いのかが分かりにくくなっていることにあると思います。神社もお寺も、大昔からあります。京都市ができたのも、都市計画法や文化財保護法などができたのもごく最近です。その間にお寺・神社の方も変わってきて、まず明治維新の時に上知令があり、戦後はGHQによる神道指令がありました。各段階でもともと神社やお寺だった所に色んな人が住むようになりました。古い所で百数十年、新しい所で20～30年、更に最近になってまた住民が増えてきました。

具体的な事例で言うと、下鴨神社のマンションの場合は京都市と協議をして、景観政策に従ってきちんとしているのほとんど問題はないと私は認識していますが、周辺住民の方に様々な意見がありました。もちろん神社と非常に密にある氏子総代をしている方等は何ら異論はなかったのですが、そうではない一般住民の方は違和感を覚えたようです。こういう問題はお寺でも神社でも、山麓でも町中でもどこでも起こります。ここはそういう土地だからその景観を守る、あるいは信仰・文化等色んな意見があると思います。

景観とはいうものの、社寺はあくまでも本来信仰の装置として、そのお寺・神社に対する設えとしてあって初めて価値があると思います。京都の歴史的風致維持向上計画においても「祈りと信仰のまち」があります。そういうことを住民の方にご理解いただいた上で協議会を作っていく必要があると思います。ところが先ほどの資料だと「観光」が先に書かれてしまっています。観光のために歴史的景観を守っているのは違うと思います。だから景観政策も、歴史的風致維持向上計画等の表現も十分踏まえた上で、あるいはこれから作っていく世界遺産の保存管理計

画の中でどう謳っていくかを確認しつつ、景観づくりを推進する協議会で柱③につながるような戦略をきちんと議論していく必要があると思います。そこで議論してお互い共有して、市民が京都に住んでいて良かった、そこに上賀茂神社・下鴨神社があつて良かったと思えるようなことを推進するべきだと思います。

観光に関して言うと、大きな寺社は観光で儲けていると思っている市民の方がおられますが実質的には違います。神社はあまり儲からないと言うと失礼ですが、お寺もかかっている手間ほどには決して儲かっていない。京都市も二条城を持っていますが、あれだけ入館料をもらっても管理費に対して全く不十分ですから分かると思います。もう1つ危険だと思うのは、京都以外の町の人には「景観規制は要らない、何故なら京都みたいに観光がないから」と言いますが、それはまずい話です。観光客に見せるために景観を守っているわけではなく、自分が住んでいる所の景観は綺麗な方がいいという「シビックプライド」で守っているわけです。神社の近くに住む、お寺の近くに住む有難さもそういうことだと思います。京都に住んでいる嬉しさには、綺麗な町・美しい町・文化や歴史のある町に住んでいるということと、観光客に羨ましがられるからいいという価値観の違いがあるので、「観光」という言葉を使う時には注意した方が良くと思うし、特に柱③「景観づくりの推進」のところでご配慮いただければと思います。

委員： 教育で皆がプライドを持つような働きかけをしなければいけないというところを柱③に持ってくると、歴史的景観を守る地区に指定した所は連絡協議会を必ず作るということにしてはどうでしょうか。そこで地域・学識者・行政等様々な人が忌憚のない意見を言い合って、その中で私達のこの町をどうしていきたいか、どうしていったらいいかを話し合うことがすなわち教育であり、共通の意見を持ってプライドを醸成していくことにつながっていくと思います。

子ども達も巻き込みながらそういう感覚・文化・感性を醸成していくことが、この柱③につながっていくと思います。「〇〇をしてはいけません、〇〇をなさい」というのは鐘をカーンと叩くようなやり方です。その時は即効性があつて強い音が響くかもしれないですが、放っておくと自然に音が消えてしまいます。そうではなくて共鳴させていく。最初は小さくても共鳴すると段々強くなって広がっていくので、その元のをいかに作るかということです。強制ではなく草の根的な取組にも目を離してはいけないのではないかと思います。

座長： 意外とそこに住んでいる人でも過去の歴史を知らないことが多いと思います。住んでいる場所がどういう場所なのかを学べる機会すらなくなっています。

京都市では、コミュニティ推進条例がようやくできましたが、とりわけマンション住民との問題が大変難しいです。「市民」と一言で括っていますが、その辺の認識を深めていくような努力はしていく必要があります。自分の住んでいる所がもともとのお寺や神社だったと知らずに買って住んでいる人も沢山います。それを知

れば意識が変わる人もいるだろうし、もちろん変わらない人もいるかもしれないけれども、段々と京都の町中に住んでいることの有難さを理解・学習していく機会を作っていくことは非常に重要なことだと思います。

委員： 少し関連するかと思いますが、資料5 P 2の指標のところ、①意味性・価値性、②可視性・視認性、③社会性・状況性に分けて議論されていますが、まるで観光上注目される寺社だけを対象とするかのような指標と感じます。寺社の中には経営状態がかなり厳しくて境内地内に建物を建てる必要が出てくるということがこの議論の最初のきっかけだった気がします。社会性・状況性の「緊急性」の中に寺社そのものの経営状況等が書かれていないので、そのフォローをどうするのが気になるところです。

事務局： 指標を考えるに当たってイメージを観光寺院だけに持っていたわけではないのですが、6つ挙げた所は比較的観光客が多い所で、そこに当てはめながら、評価も沢山の方が訪れられるかということに偏ってしまったかもしれません。社会性・状況性についても、信仰の篤い所という特徴とか、その寺社自体がどういう状況に置かれているかということについて、緊急度の度合いを社会性と扱う意味では判断すべき内容だと考えています。

座長： 少し補足しますと、私はこの資料作りの相談に乗りました。①②③の分類は歴史的資産そのもの、歴史的資産と周辺との関係、歴史的資産を取り巻く全体の状況という3つの項目を分類した論理形式に対応しています。ですから、「コア」が有名な観光資源でなくても、違うものをコアとして焦点を当てても良いと思います。「歴史的資産」という要素、「その要素と他の要素との関係」と「それらの要素を取り巻くシステム」という分類になっています。以前の委員会では世界遺産等の制度的な基準だけで選ばれていたもので、そうではなくてそのものの価値はどうか、それが外からどう見えるのか、あるいはそこから外がどう見えるのか、さらに社会的な状況や周囲との関係はどうかという論理形式がこの①～③です。それぞれのケースについて、「景観特性」や「緊急性」という視点から見るとどんな項目が挙がるのかということを見ていく、あるいは逆に事例を見ながら「景観特性」や「緊急性」の指標を書き換えていく、という作業を行っているわけです。ですから、最初に完成した指標があって、それに従って事例が選ばれるのではなく、事例の分析を通して指標が最後にできる形になるだろうということを事前に相談しました。本日の資料では昨年モデルとして調査した比較的観光客が多いところが事例として挙げられているので、清水委員が指摘されたような印象を与えてしまうのだと考えます。したがって、今取り上げているのは少し違う角度から事例を取ってくると、「景観特性」と「緊急性」の新たな指標が浮かび上がってくると思います。

委員： よく分かりました。そういう意味では、指標の①～③に書いている言葉と、その

下の景観特性・緊急性に書いている言葉と図と上の用語が必ずしも一致していないという感じがしたので、その整理が必要かと思います。

委員： 今の話に関連しますが、門内先生が言われた「指標が後にできる」には賛成です。しかし、③社会性・状況性のところに社会性に関することが書かれていないのではないかと思います。先ほど言われた、教育・価値観の継承・保全に関する活動があるかないか等も入ってくるのではないかと思います。

座長： それは非常に大事な指摘だと思います。一昨年資料を読み解いて、住民の活動や意識の高い所、あるいはそういう活動や意識が無い所があればそれも緊急性ですから、その辺についても柔軟に入れていくようにして作業を進めていただければと思います。

委員： 京都には色んな事業者がいて、京都のこういうところを大事にしたいということ分かっている方と分かっていない方が沢山いるので、規制は非常に重要なことだと思いますが、その中で規制を作った場合にどのような運用がなされるのか教えていただきたいと思います。

事務局： どういう特性があるか各寺社の中で浮かび上がらせて、眺めを保全するために今緊急的に取り組まないといけない所は近景デザイン保全区域を設定するとか、その周りの門前町や参道に特徴的なものがあるのならそのエリアをどういう風にするかという基準がまた新たに必要だと思います。

委員： 現状で言うと、色んな景観の地区の指定と、色んな基準の中で景観の申請を出していくという流れになっていると思いますが、その中でより詳しい内容の指導があるというイメージですか。

事務局： そうですね。今でも特徴を踏まえた地域・地区の指定をしているつもりですが、規制だけでは守れなくて、このエリアはどんなエリアかということも踏まえながら住んでいただくとか、開発する時にそれも踏まえた景観づくりをしていただくことが必要だと思います。もう少しきめ細かに、参道の特徴とか歴史性なども情報のデータベースとして積み重ね、それを基に協議を進める仕組みができればと思っています。

座長： そういう論理形式であるとしても、こういう観点が抜けているのではないかと思います。具体的な作業を進めていく中で注意して拾い上げていく必要があります。視認性についても画一的な指標になっているようなので、その辺を柔軟に引っ張り出さなければいけません。皆さんの方でお気づきのことがあればどうぞ。

委員： 観光客が増えれば増えるほど地域との関わりが乏しくなって、地域の人達は景観が悪くなって観光客が来ない方が良く、何故あんなお稲荷さんの写真ばかり撮りにくるのか、私達は交通渋滞で大変迷惑しているし家まで上がり込んでこられて困ると言っています。そうすると地域としてのお稲荷さんへの親しみがどんどん

離れてしまう。地域住民で色んなことを協議しましょうと言っても、そのテーマが景観からずれてしまう恐れを感じます。むしろ人を規制してくれとか車が入らないようにしてくれとか、そんな話が現実には地域の人達の間では絶えずされています。

大徳寺は大きな公園のようにして地域の人達が関わっていて、知らず知らずに自分の家の庭のような感じでお付き合いされています。松尾大社は唯一、非常に広いエリアに未だにしっかりとした氏子をお持ちです。そこにはお祭りも定着していて、お祭りやお正月の景観が、普段の景観とは違う景観になってきます。近隣に住んでいる人達も自ずからそういうことに配慮して自宅を作っています。建売り住宅に入って来る人やマンションに住む人も最近少し出てきましたが、地域の人達が横の連携を持ちながら自制してきたのです。それぞれの特徴の中でもう少し他の選び方・他の要素を入れたら違う場所も浮かび上がってくるのではないかと思います。教育が必要とされる所、まだ地域が活着している所、もっともっと啓蒙していかなければいけない所、お寺や神社の経営力・財務状況で独自の方針を地域に発信している所、地域とは少し離れた経営をしている所、等々の分け方もあるのではないかという気がします。

委員： 景観教育について、それは一般市民に向けてのことだけではなく我々社寺も一緒に景観教育を学んでいかなければいけないなと思いました。

観光の話が出ましたが、京都は地蔵盆などがあって、寺も本当に地域に深く関わっています。京都独特の素晴らしいものを大切にしながらここまで来たので、多くの方がそれを共有できることを考えていきたいという気持ちでいっぱいです。

委員： 紅葉の季節ですが、ほとんどの神社は拝観料を取っていません。神主の方々はこの一週間掃除ばかりし、有料のゴミとして出しています。市民の方々も隣の神社で紅葉が見られることの有難さを自覚していただきたいと思います。やはり信仰というものを大事にしてもらって、お寺も神社も我々京都市民のものだという意識をもっと持っていただいて、帰属意識を持ったお話ができるようになれば良いと思います。

委員： 景観を通じて何を見るか、何を感じるか、何を考えるかということが大事で、それこそ可視性や視認性ということだと思います。鳥居によって人がどう動いて、人がどの瞬間にどういう礼儀作法で神に接するか。例えば、我々は分かっているから、鳥居の軸線を通る時に、自分がお参りに行かないとしても一礼をします。しかし、お寺や神社の持つ本来の意味を分からなくなった人も増えてしまっています。

門前の店の人は夜間拝観の時は法被を着て切符切りをしているように、その人々が小さな社会・大きな社会を持って生きながらその神社をお守りしています。そもそも神社やお寺の価値は建物にあるのではなく、それを崇拝する人々の心の中にあります。そこに宮司がいるからそこに神様がいて、宮司がいなくなっ

たらもうダメです。宮司は氏子に支えられ、氏子は周りの人に支えられている。つまり心の中に文化があって、心の中で我々は受け渡しをしているわけです。それを魂と言ったりしますが、そういうものがじわじわと出てくるのが景観です。その景観を読み取らないで絵として捉えてしまうとダメだと思います。

指標に社会性・状況性というものもありますが、可視性・視認性の内容をもっと豊かにしていくといいだろうし、ここをどれだけリッチにできるかが京都の文化的な価値を決めると言っても過言ではありません。そうすると観光ももっと深まっています。

座長： よその人に分かってくれと言っても、そもそも住んでいる人が分かっていなければ意味がない。寺社とのつながりのところまで読み解いていくという大変重要な視点を指摘されました。

この寺社のリストから絞り込んでいく作業は、実務的には見えないところまで読み解かなければいけないので大変ですね。とりあえず、調査報告書を用いてできるところまでやって、次回は具体的な事例を出していただくことになるわけですね。今回ご指摘いただいた点、特に教育の話や、「市民」との関係性についても色んな次元の話があるということが沢山出てきました。観光客の数ではなく、何を観光してもらおうかということがベースにあって初めて観光なので、考えていくのは決して悪いことばかりではないと思います。有名な寺社を並べるのではなく、清水委員が言われたような事例等も取り上げていくことが大切です。だから、取り上げた事例を通じて、こういうものが守っていききたい景観だということを事例を通じてメッセージとして発信できるわけです。

数を絞るのは難しいと思いますが、多様なベクトルを示していくことは施策としては大事で、今日議論したような内容が示せるような選び方ができればと感じました。色々議論していくと沢山出てくるとは思いますが、時間になりましたので本日の議題はこれで終了します。

— 了 —